

## 監査結果 サービス種別：介護老人福祉施設

令和2年2月28日現在（「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	勧告の内容	措置 (勧告に対する是正状況)	備考
いの町	吾川郡 いの町	いの町立特別養 護老人ホーム偕 楽荘	H31.4.9 ～ R1.5.29	1 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。	改善済	問合先 高齢者福祉課
				2 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。		
				文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
				1 身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置について、次の（１）から（３）までのとおり適切に行われていないことが認められた。 （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）について、次のアからカまでが認められた。 ア 委員会の構成メンバーの責務及び委員長、主任介護員以外の役割分担を明確にしていない。 イ 専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めていない。 ウ 身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、身体的拘束等について報告するための様式に従い、身体的拘束等について報告していない。 エ 報告された事例について、集計しておらず、身体的拘束等の発生時の状況等の分析、身体的拘束等の発生原因、結果等のとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討をしていない。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底していない。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価していない。 （２）身体的拘束等の適正化のための指針に必要な、次のアからカまでの項目が不足していることが認められた。 ア 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 イ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 オ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 カ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 （３）身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修について、次のアからウまでが認められた。 ア 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成していない。 ウ 新規採用時に身体的拘束等の適正化の研修を実施していない。	改善済	問合先 福祉指導課

			<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
			<p>2 管理者が、従業員に対して、その責務である必要な指揮命令を行っていないことが認められた。</p> <p>3 勤務表に常勤の記載をしていないことが認められた。</p> <p>4 地震・津波を想定した地震防災訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していないこと及び水害・土砂災害を想定した訓練を実施していないことが認められた。</p> <p>5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していない。）が認められた。</p>	<p style="text-align: center;">改善済</p>	<p>問合先 福祉指導課</p>